

八千代市受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、災害時に受水槽内の水道水を有効活用できるように、受水槽に非常用給水栓を設置する場合の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において「非常用給水栓」とは、受水槽又は受水槽からの流出管等に設けた災害時にのみ使用を許された水栓をいう。

(適用範囲)

第3条 この基準の適用範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 八千代市上下水道局（以下「当局」という。）が供給する水道水を、受水槽式給水方式により利用していること。
- (2) 受水槽用の水量を計量するための量水器（親メータ）が設置されているが、使用水量に対する料金の支払いを受水槽以下の給水設備に設置された量水器（各戸メータ）により行っていること。
- (3) 災害時に当局から水道水が供給されない場合、若しくは災害時にポンプ設備が停止して給水できない場合に限り使用する水栓であること。

(設置条件)

第4条 非常用給水栓の設置条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害時以外の使用を防止するための措置が講じられていること。
- (2) 受水槽の壁面、連通管、流出管等に設置し、受水槽の強度に影響を与えない構造とすること。
- (3) 飲料水として使用する場合の取出し位置は、受水槽有効容量の最低水位より高い位置とすること。
- (4) 受水槽の周囲1メートル以内で維持管理を妨げない位置に設置すること。
- (5) 受水槽ごとに1個又は2個程度の設置数とすること。
- (6) 住民等への周知方法として、「非常用給水栓 災害時のみ使用可」のプレート（大きさは縦30 cm×横10 cm以上とし、材質は腐食や破損のおそれのないもの）を見やすい場所に掲示すること。

(申込)

第5条 非常用給水栓を設置しようとする者（以下「設置者」という。）は、あらかじめ、非常用給水栓設置申込書（様式第1号）と次の各号に掲げる書類を添えて、八千代市事業管理者（以下「管理者」という。）に申し込み、その承諾を受けなければならない。

- (1) 誓約書（様式第 2 号）
- (2) 案内図
- (3) 設置計画図（平面図，立面図等）
- (4) その他管理者が必要と認める書類

（審査）

第 6 条 管理者は，前条に規定による申し込みを受けたときは，第 4 条各号に掲げる事項について審査しなければならない。

（承諾）

第 7 条 管理者は，前条の審査の結果，適当であると認められたときは，非常用給水栓の申し込みを承諾し，非常用給水栓設置承諾書（様式第 3 号）により設置者に通知するものとする。

（確認等）

第 8 条 設置者は，非常用給水栓の設置完了後，すみやかに非常用給水栓設置完了届（様式第 4 号）と次に掲げる書類を管理者に提出し，確認を受けなければならない。

- (1) 設置完成図（平面図，立面図）
- (2) 工事完了写真（第 4 条各号に適合することが確認できるもの）

（維持管理等）

第 9 条 設置者は，次の各号に掲げる事項を行うこととする。

- (1) 災害時の非常用給水栓の使用及び災害時以外の使用防止のため，管理責任者を定め，非常用給水栓，付属用具等を適切に管理しなければならない。
- (2) 非常用給水栓が，第 4 条各号に適合する状態を維持しなければならない。
- (3) 非常用給水栓の設置位置，構造等を変更する場合には，第 4 条から前条までの規定を準用する。

（使用）

第 10 条 設置者は，災害時に非常用給水栓を使用したときは，非常用給水栓使用届（様式第 5 号）により，管理者へ報告しなければならない。

（立入点検）

第 11 条 管理者は，受水槽周辺に立ち入り，非常用給水栓の管理状況を点検することができる。なお，この場合においては非常用給水栓点検結果通知書（様式第 6 号）により，設置者に通知する。

(廃止)

第 12 条 設置者は、非常用給水栓を撤去したときは、非常用給水栓廃止届（様式第 7 号）及び撤去後の状況確認ができる写真を管理者に提出し、確認を受けなければならない。

(取消)

第 13 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 7 条に規定する承諾を取り消し、非常用給水栓の撤去を命じることができる。

(1) 第 8 条に掲げる書類の提出を行わないとき。

(2) 非常用給水栓の設置後、第 4 条各号の規定に不適合と認めるとき。

(3) 第 11 条の規定に基づく立入点検による改善指示に対して、猶予すべき理由なしに指定期日までに対応が講じられないとき。

(4) 災害時以外の不適切な使用があったと認められるとき。

2 前項の規定による取り消しは、非常用給水栓設置承諾取消通知書（様式第 8 号）により設置者に通知するものとする。

(費用負担)

第 14 条 非常用給水栓の設置、管理及び撤去に要する費用は、設置者の負担とする。

2 設置者は、非常用給水栓の破損により漏水が確認された場合、または、災害時以外の使用が認められた場合は、使用料に対する水道料金を支払わなければならない。この場合の水道料金は、八千代市水道事業給水条例第 23 条第 3 項で規定する「工事用及び臨時用」の従量料金により算出した額とする。

(その他)

第 15 条 この基準に定めるもののほか、この基準の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。